

ICANN

21世紀の国際組織のモデル

インターネットガバナンス研究会
2000年9月6日

加藤 幹之

<http://www.mkatoh.net>

© Masanobu Katoh, 2000

情報化革命 → 情報化社会

- ・ 「情報」「知識」が価値の中心
- ・ 個人の創造性重視
- ・ 技術の変化とスピード
- ・ 政府、社会の役割の変化
- ・ 地理的制約からの開放



新しい国際ルールのプロセス

インターネットを取り巻く環境

- ・ 社会的・文化的課題
- ・ 経済的課題
- ・ 技術的課題
- ・ 法的・制度的課題
- ・ 教育と啓蒙



デジタル・デバイド → デジタル・オポチュニティ
すべての人類が便益を共有できる環境

法的・制度的課題

不正競争と独禁法政策

電子署名と認証

コンテンツの規制
(ホスティング、デジタル等)

プライバシー(個人情報)
の保護

通用法・裁判管轄権・
判決の執行

セキュリティと暗号技術

関税と税

(OSP/ISP等)第三者
の責任の限定

契約法の統一

企業の自主規制と
トレードマーク

技術の標準化と
インターオペラビリティの確保

消費者保護と
代替的紛争処理

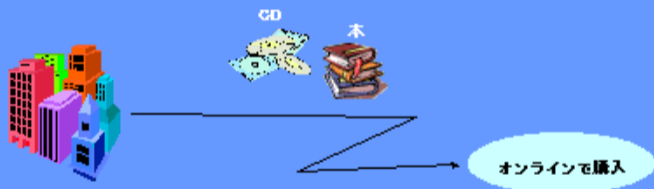
知的財産権の保護
・特許--ビジネスモデル特許
・著作権、データベースの保護
・商標とドメインネームの問題

電気通信事業者
の規制緩和

法的・制度的課題「Jurisdiction」の例

米国の売主

日本の消費者



消費者や全ての利用者に配慮した
国際ルールが必要

法的・制度的課題「Jurisdiction」の例-続き

米国の売主	日本の消費者
米国(州)法を適用したい	日本法が分かりやすい
訴えるなら米国(地元 の州)の裁判所	日本の地元裁判所
日本の裁判判決は米国では 尊重できない場合がある	日本の裁判所の判決を 米国でも尊重してほしい

バランスが重要

ILPF(Internet Law & Policy Forum)

- www.ilpf.org

- 法律関係者を中心とした国際的NGO
- インターネットに係る法律問題を国際的に比較
- 電子署名と認証制度等の分野にて貢献
- 「Jurisdiction」について、サンフランシスコで第2回国際会議(2000年9月11日、12日)

国際的ルール作りの3つのモデル

- ・ 政府間の国際条約交渉
 - ・ ITU、WTO、WIPO等
- ・ 各国の法制度を似たものとし、相互に尊重
 - ・ OECD、APEC等
- ・ 民間の国際的ガイドライン、自主規制

ICANNモデル

- ・ 民間による国際的非営利団体
- ・ 民主的、フレキシブルな組織運営
- ・ 条約等の法的権限なし
合意に基づく契約上の権限による
- ・ 国家権力によるガバナンス機能なし



調整(Coordination)機能

ICANNの活動範囲

インターネットのドメイン名とIPナンバーの
技術的管理(Technical Management)



純粹な技術的問題だけでなく、
法的、制度的問題も含む

(例)

- ・ プライバシー保護 (WHOISデータベース)
- ・ 商標等の知的財産権問題(UDRP)
- ・ 独禁法、競争政策(レジストラの開放)

過去のICANNの主な決定事項

- ・ ICANNの組織的事項 - 3つの支援組織の設立と理事選挙、At Large会員の取扱い、理事会の公開等
- ・ ICANNの財政基盤の確立
- ・ 米国政府やIANA、NSIとの契約修正
- ・ gTLDレジストラの競争導入
- ・ 紛争解決ポリシーの作成と実施
- ・ ルートサーバシステムの運用方針や将来のアドレス割り当て方針

ICANNの当面の主要事項

- ・ 新しいgTLDの創設
- ・ At Large会員による理事選出
- ・ 著名商標とドメイン名の取り扱い
- ・ (政府諮問委員会が中心となる事項だが)
国別ドメイン名の管理方針

ICANN - 21世紀モデル -

- ・ ICANNの対象範囲は限定的
- ・ しかし、同じ手法を他でも用いることができる。

(例) UDRP ... オンラインADR

→ プライバシー侵害紛争、消費者契約のクレーム等

参加の必要性

- ・ ボランティアによる参加
- ・ 個別の案件の理解と意見を持つ
- ・ 積極的発言、働きかけ
- ・ 全てのステークホルダーが平等に参加



21世紀のモデルを成功させるべき

Thank you very much.

加藤 幹之

ホームページ

www.mkatoh.net